

「柔軟な働き方推進事業 業務委託」質問に対する回答

No.	質問	回答
1	<p>専門家派遣の周知・広報に関して、作成したチラシの送付先として、過去に県の助成金などを受けた事業所などの情報をご提供頂く等、周知・広報にご協力を頂くことは可能でしょうか。</p> <p>また、そのチラシ送付に際して奈良県の封筒をご提供頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>周知・広報に関して県でも協力を行うことは可能ですが、受託者で周知・広報に係る費用負担等をしていただくこととなります。そのためチラシ送付に際し県封筒の提供はできませんので、受託者で用意した封筒に県の受託事業であることを明記するなどして対応してください。</p>
2	<p>専門家派遣の内容：派遣対象事業者か否か判断は県がされるということでよいか。</p>	<p>仕様書4.(1)オにも記載していますが、派遣事業者は県と協議のうえ決定します。</p>
3	<p>専門家派遣の内容：訪問後、テーマが異なっていた場合や異なるテーマに発展した場合、派遣専門家の再派遣調整は可能か。</p>	<p>派遣する専門家はテーマや支援内容に応じてその都度適切な方を選定し、派遣していただくこととなります。</p> <p>専門家派遣の流れは、1回目に派遣事業者へのヒアリングを実施し、課題の確認を行い、2回目以降に課題に応じた支援を行うことを想定しています。</p>
4	<p>専門家とのマッチング：事業者と専門家の相性も判断されるという認識でよいか。</p>	<p>専門家とのマッチングは受託者で行っていただくこととなります。</p>

No.	質問	回答
5	<p>専門家派遣の周知・広報：専門家派遣の周知・広報を奈良県全域ではなく、限定的な地域に絞っても良いか。</p>	<p>本事業は県内全域を対象にしているため、地域を限定した周知・広報は行わないでください。</p>
6	<p>動画撮影・作成：活動状況の動画撮影で、事業者の撮影許可は、派遣専門家が対応するという認識でよいか。</p>	<p>撮影許可及び動画の県ホームページ等での掲載許可（仕様書4.（1）オ②参照）は受託者で対応してください。</p>
7	<p>動画撮影・作成：動画編集で顔出しNG者のぼかし加工などの調整は県による内容確認時に指示を受けるということでよいか。</p>	<p>左記の対応で問題ありません。</p>
8	<p>権利の帰属及び秘密の厳守：活動で生まれた「新しい働き方のビジネスモデル」の権利は、県に帰属させる認識でよいか。</p>	<p>仕様書7.（2）に記載のとおり、本業務による成果物に係る権利はすべて奈良県に帰属するものとします。</p>
9	<p>権利の帰属及び秘密の厳守：機器やシステムの仕入先や社外協力者（社外ブレン）への相談は匿名であれば問題ないと考えてよいか。</p>	<p>個人情報の取扱は仕様書別記1を参照するとともに、他社への情報提供について疑義がある場合は、その都度県と協議のうえ行ってください。</p>